

教生学第 789 号  
平成 30 年 1 月 4 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

#### 積雪期における事故等の防止について (通知)

このことについては、平成29年12月12日付け教生学第751号により、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、事故防止について万全を期すようお願いしたところですが、道内において、地域によっては例年より多い積雪により歩道が通行できない状況や、道路脇に高く積もった雪山により、歩行者の様子が周囲から見渡せない状況となり、交通安全や防犯の観点から課題が生じております。

つきましては、冬季休業中ではありますが、積雪期における児童生徒の事件、事故等の未然防止に万全を期すため、次の事項について、周知方法の具体例を参考に児童生徒に対し、改めて指導願います。

#### 記

- 1 積雪期には、スリップや視界不良などによる冬型の交通事故が多く発生していることから、道路を横断する際の安全確認等を十分に行うこと。
- 2 道路脇に高く積もった雪山での雪遊びやそり遊びは絶対に行わないことや、屋根の下など危険が予測される場所を避けて通行すること。
- 3 道路脇に高く積もった雪山により、歩行者の状況が周囲から見渡せないことは、防犯上も課題があることから、外出した際に不審者を見かけたり、犯罪につながる事態が起こったりした場合は、「いかのおすし」という合い言葉で示された、大声を上げる、教職員や保護者に知らせる、交番や「子ども110 番の家」に駆け込むなどの対応を行うこと。
- 4 児童生徒が個人やグループで外出するときには、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

#### 【周知方法の具体例】

- 1 部活動や学校行事、学習等により登校している児童生徒に対しては、担当教諭等から直接指導する。
- 2 学級連絡網等を活用して周知する。
- 3 冬季休業中に発行される学校だよりや学級通信等により周知する。
- 4 学校のホームページに掲載し、その内容を確認するよう周知する。
- 5 メール等を活用した学校の情報発信の取組を通じて周知する。

(生徒指導・学校安全グループ)